

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年6月1日
担当課	高齢者支援課

契約業者名・住所	松戸市リハビリテーション連絡会 松戸市新松戸3丁目114番地
工事等の名称	松戸市地域リハビリテーション活動支援事業業務委託
工事等の場所	市が指定する場所
種別	委託
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日
契約金額	1件あたり 金 11,000円(税込み)
工事等の概要	地域支援事業の一般介護予防事業に位置付けられ、高齢者を身心の状況等によって分け隔てることなく、地域においてリハビリテーションに関する専門的知見を有する者を活かし、自立支援に資する取組を強化する事業。サービスを利用できる団体を、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、訪問介護事業所、通所介護事業所、市民団体等とし、費用負担をすることなくリハビリ専門職による講義や助言を受けられる。
随意契約の理由	<p>本事業は、地域支援事業の一般介護予防事業に位置付けられ、地域においてリハビリテーションに関する専門的知見を有する者を活かした自立支援に資する取組を強化する事業である。</p> <p>サービスを利用できる団体は、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、訪問介護事業所、通所介護事業所、市民団体等とし、リハビリ専門職による講義や助言を行うものである。</p> <p>事業の実施に当たっては、申込のあった団体の希望する内容に対し、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士といったリハビリテーションの専門職を適切に選定し、団体の希望する場所に赴く必要がある。</p> <p>松戸市リハビリテーション連絡会は、市内におけるリハビリテーション専門職の職能団体であり、サービスを希望する団体からの要請に対し、豊富な人材の中からリハビリ専門職を選定することができる市内唯一の団体であることから、松戸市リハビリテーション連絡会が本事業を実施することが最適であると思料される。</p> <p>以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用し、随意契約とするとともに、松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定を適用し、松戸市リハビリテーション連絡会から見積を徴するものである。</p>